



金 沢 市 公 報

号外第1号

平成29年(2017年)1月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 公 告

● 告 示

○町の名称の変更及び字の区域の廃止について

(市民協働推進課) 1

○土地区画整理事業の換地処分について

(市街地再生課) 2

告 示

●金沢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町の名称を変更し、及び字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域		
町	町	字	地 番
大河端西1丁目	大河端町	東	189の2の一部 189の1
	大河端町	西	92の2、95の1、95の3、104の2、104の3、104の6、105の1、106の1、107の1、108の1、345、349、351、352の2の各一部 1、2の1、2の2、3、4の1、4の2、5~12、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の3、18の1、18の3~18の5、19、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1~22の4、23の1~23の3、24の1~24の4、25の1、25の2、26の1~26の3、27の1、27の2、28の1、28の2、29の1、29の2、30、31の1、31の2、32の1~32の6、33の1~33の5、34の1~34の6、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1~37の4、38の1~38の4、39の1~39の4、40の1、40の2、41の1~41の3、42の1~42の6、43の1~43の3、44の1~44の3、45の2、46の2、47、48、49の1~49の4、50の1~50の4、51の1、51の2、52の1、52の2、53の1~53の4、54の1~54の3、55の1、55の2、56の1~56の4、57の1、57の2、58の1~58の4、59の1、59の2、60の1、60の2、61の1~61の4、62の1~62の3、63の1、63の2、64の1~64の4、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69、70の1、70の2、71、72の1、72の3、73の2、75の1、75の3、75の4、76の1~76の5、77の1~77の3、78、79、80の1、80の2、81の1~81の5、82の1~82の3、83の1、83の2、84の1~84の4、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1~87の5、88の1~88の3、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92の1、93の1、94の1、105の2、105の3、106の2、107の2、108の2、350、352の1、353の4、354の2、355~360、361の2、362~370、371の1~371の3、372の1、372の2、373、374、375の1、376の2、377の1、377の2、378、379の1、379の2、380~382
大河端西2丁目	大河端町	東	189の2の一部
	大河端町	西	92の2、95の1、95の3、99の2、104の2、104の3、104の6、105の1、106

		の1、107の1、108の1、345、348、349、351、352の2の各一部 93の2、94の2、100の1～100の3、101の1～101の3、102の1～102の5、103 の1、103の2、104の1、104の4、104の5、105の4、105の5、109、110、111 の1、111の2、112の1～112の3、113、114、115の1～115の3、116の1、116 の2、117の2、121の2、122の1～122の3、123、124の1～124の3、125、126 の1～126の4、127、128の1～128の4、129～131、132の1～132の6、133の 1～133の3、134の1、134の2、135の2、138の2、139の1、139の2、140の 1、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143の1、143の2、144、 145の1～145の4、146、147、148の1～148の4、149の1、149の2、150の1 ～150の4、151の1、151の3、152の1、152の3、155の1、155の3、156の1、 156の3、157の1～157の4、158、159の1、159の2、160の1、160の2、161、 162、163の1～163の3、164の1～164の3、165の1、165の2、166の1～166 の3、167の1、167の2、168、169の1、169の2、218、219の1～219の4、220、 221の1、221の2、222の1～222の3、223の1～223の3、224、225、226の1 ～226の6、227、228の1～228の3、229の1～229の4、230の1～230の3、317、 324、325の2、327の2、328、329、330の2、331の2、332、333、334の2、335 の2、336～338、339の2、340の2、341～344、346、347の2
須崎町	甲	67の2

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
平成28年12月9日
- 4 換地処分の内容
平成28年11月1日付け金沢市指令収市再第126号をもって認可した換地計画のとおり

平成29年(2017年)1月20日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)1月20日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄